

# 広島びんごフィジカルアセスメント研究会 規約

第一条(目的) 本研究会は、薬剤師が地域住民のセルフメディケーションや在宅医療、薬物療法に携わる上で有効な情報収集の手段となるアセスメントの技能の修得やアセスメントにより得られたデータを有効活用する手法を確立し、薬剤師の資質向上と医療や地域における薬剤師による貢献度を高めるための研究活動および教育活動をおこなうことを目的とする。

第二条(名称) 本研究会は、「広島びんごフィジカルアセスメント研究会」と称する。

## 第三条(事業)

- 1.薬剤師によるアセスメントの手法の確立と有効利用に関する研究
- 2.薬学部教育への提言と協力
- 3.地域薬局の機能に関する研究
- 4.地域住民の健康増進と疾病予防への貢献に係わる研究と実践
- 5.その他本研究会の目的達成に必要な事項

## 第四条 (会員)

- 1.本研究会は、会員により構成する。
- 2.会員は、本研究会の趣旨に賛同した福山大学薬学部教員で、第七条に規定する事務局に加入の申し出があり総会で承認された者とする。
- 3.福山大学薬学部に所属しない者については、本研究会の趣旨に賛同し第七条に規定する事務局に加入の申し出があり総会で承認された者とする。

## 第五条 (会員の活動)

- 1.会員は、研究会活動に関する情報の提供を受け、その活動に参加する。
- 2.会員は、本研究会の趣旨に沿った地域貢献の活動に参加する。
- 3.会員は、福山大学薬学部の研究および教育活動に協力する。
- 4.会員は、その他、本研究会の趣旨に沿った活動に協力する。
- 5.会員は、インテグリティに基づいた活動をおこなう。

## 第六条 (運営)

- 1.研究会に研究代表者 1 名と世話役複数名を置く。
- 2.研究代表者と世話役は、研究会活動の円滑な運営に努める。
- 3.研究会代表者と世話役は、会員の中から互選する。
- 4.参与をおくことがある。
- 4.研究助成金や本研究会の趣旨に賛同した寄附等を、研究会の運営費として充てる。
- 5.本研究会の活動の中で、商業活動や利益相反行為をおこなってはならない。

## 第七条 (事務局)

- 1.研究会の事務局は、研究代表者 1 名と世話役複数名から構成される。
- 2.福山大学薬学部内に置き、研究会の運営に関する業務を所掌する。

付則 1. 本規約は、平成 23 年 12 月 20 日より施行する。  
2. 一部改正、平成 28 年 8 月 1 日  
3. 一部改正、平成 29 年 2 月 8 日